

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和4年12月5日(2022.12.5)

【公開番号】特開2022-173250(P2022-173250A)

【公開日】令和4年11月18日(2022.11.18)

【年通号数】公開公報(特許)2022-213

【出願番号】特願2022-141975(P2022-141975)

【国際特許分類】

C 08 G 63/181(2006.01)

10

C 08 L 67/02(2006.01)

C 08 L 101/00(2006.01)

C 08 J 5/18(2006.01)

【F I】

C 08 G 63/181

C 08 L 67/02

C 08 L 101/00

C 08 J 5/18

C F D

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年11月25日(2022.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2,5-フランジカルボン酸単位と1,4-ブタンジオール単位のみからなるポリエステル樹脂(A)、および、テレフタル酸単位と1,4-ブタンジオール単位のみからなるポリエステル樹脂(B)を含む樹脂組成物であって、示差走査型熱量計(DSC)により測定した際に、ポリエステル樹脂(A)に由来する結晶化ピークが135以上であり、前記樹脂組成物が前記ポリエステル樹脂(A)を50質量%以上99.9質量%以下含み、前記ポリエステル樹脂(B)を0.1質量%以上50質量%以下含む、樹脂組成物。

30

【請求項2】

前記ポリエステル樹脂(A)との相溶性があり、結晶化温度が135以上である熱可塑性樹脂をさらに含む、請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項3】

2,5-フランジカルボン酸単位と1,4-ブタンジオール単位のみからなるポリエステル樹脂(A)、および、テレフタル酸単位と1,4-ブタンジオール単位のみからなるポリエステル樹脂(B)を含む樹脂組成物からなるフィルムであって、前記樹脂組成物が前記ポリエステル樹脂(A)を50質量%以上99.9質量%以下含み、前記ポリエステル樹脂(B)を0.1質量%以上50質量%以下含み、

40

該フィルムを示差走査型熱量計(DSC)により測定した際に、ポリエステル樹脂(A)に由来する結晶化ピークが135以上である、フィルム。

【請求項4】

2,5-フランジカルボン酸単位と1,4-ブタンジオール単位のみからなるポリエステル樹脂(A)、および、テレフタル酸単位と1,4-ブタンジオール単位のみからなるポリエステル樹脂(B)を含む樹脂組成物からなる層を有する多層フィルムであって、前記

50

樹脂組成物が前記ポリエステル樹脂( A )を 50 質量 % 以上 99 . 9 質量 % 以下含み、前記ポリエステル樹脂( B )を 0 . 1 質量 % 以上 50 質量 % 以下含み、  
該多層フィルムを示差走査型熱量計( D S C )により測定した際に、ポリエステル樹脂( A )に由来する結晶化ピークが 135 以上である、多層フィルム。

【請求項 5】

請求項 3 または 4 に記載 フィルムを延伸した延伸フィルム。

【請求項 6】

請求項 1 または 2 に記載の樹脂組成物を含む包装材。

10

20

30

40

50